

子ども・子育て支援新制度について

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月10日に成立した「子ども・子育て関連3法()」に基づく制度のことで、現在、平成27年4月1日の本格実施に向けて全国の自治体で準備を進めています。(ただし、実施時期については、消費税率の見直しによる財源確保が前提となっています。)

子ども・子育て関連3法

子ども・子育て関連3法の内容については、こちら ^{別ウィンドウで開く}をご覧ください。

- ・子ども・子育て支援法
- ・認定こども園法の一部改正法
- ・子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

子ども・子育て支援新制度の目的

幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援の充実を図ることを目的としています。

子育てをめぐる課題

- ·課題1···親の働〈状況の違いに関わらず、質の高い幼児期の学校教育·保育を受けられることが望まれてきました。
- ・課題2・・・地域で人間関係の希薄化等により、家族や地域での子育て力が低下していると言われています。
- ・課題3・・・都市部を中心に待機児童が存在する一方、子どもの減少で、近くに保育の場がなくなった地域もあります。

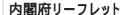
課題解決のために

質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供。そのため、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及を進めます。

子育ての相談等、地域の子育てを一層充実させます。

待機児童解消のため、保育の受け入れ人数を増やすとともに、子どもが減少傾向にある地域の保育を支援します。

詳しくは、次の「おしえて!子ども・子育て支援新制度(内閣府リーフレット)」をご覧ください。





おしえて!子ども·子育て支援新制度(内閣府リーフレット) (pdf, 447.69KB)



子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK(内閣府パンフレット)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード(無償)してください。

国における検討状況

新制度における具体的な内容は、現在、国において「子ども・子育て会議」「子ども・子育て会議基準検討部会」で検討中です。

検討状況については、<a>こちら 別ウィンドウで開くをご覧ください。・

大阪市における「子ども・子育て支援制度施行」までのスケジュール

平成25年度

- ・大阪市こども・子育て支援会議開催(開催経過については、こちらをご覧ください。)
- ・ニーズ調査を実施しました。調査結果については、<u>こちら</u>をご覧ください。

平成26年度

- ・新制度にかかる準備事務
- ・大阪市こども・子育て支援事業計画策定

平成27年度

・子ども・子育て支援新制度本格施行(予定)

新しい制度における認定こども園・地域型保育事業等について(国の子ども・子育て会議基準検討部会資料)



<u>幼保連携型認定こども園の認可基準について (pdf, 235.54KB)</u>



<u>地域型保育事業について (pdf, 471.83KB)</u>



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード(無償)してください。

事業者向け説明会の開催

事業者説明会

市内の私立幼稚園、私立認可保育所、保育ママを含む認可外保育施設及び幼保連携型認定こども園に対して、事業者説明会を開催しました。詳細については、<u>こちら</u>をご覧ください。

このページについてご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか

□役に立った ◎ どちらとも言えない □役に立たなかった

このページの内容は分かりやすかったですか

□分かりやすかった 回 どちらとも言えない □分かりにくかった

このページは見つけやすかったですか

■見つけやすかった 2 どちらとも言えない ■見つけにくかった

送信

このページの作成者・問合せ先

大阪市こども青少年局企画部総務課企画グループ

住所: 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所2階)

電話: 06-6208-8153 ファックス: 06-6202-7020

メール送信フォーム

子ども・子育て支援新制度についてへの別ルート

大阪市市民の方へ子育て・教育・こども青少年活動子育て支援施設保育所大阪市市民の方へ子育て・教育・こども青少年活動子育て支援施設幼稚園

[ページの先頭へ戻る]

サイトの使い方 サイトの考え方 個人情報の取り扱い 著作権・免責 地図 ホームページ管理者 市やホームページへのご意見

大阪市役所(本庁) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話: 06-6208-8181(代表) 地図·庁舎案内

開庁時間: 月曜日から金曜日の9時00分から17時30分まで(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

子ども·子育て支援新制度に関するQ&A

内容については、今後、随時更新していきます。

Q1:新制度ではどのような施設·事業が利用できるの?

新制度では、幼稚園・保育所に加えて、幼児教育・保育を一体的に行う認定こども園のほか、少人数の子どもを保育する小規模保育事業や事業所内保育事業などの地域型保育事業を実施していく予定にしています。

なお、神戸市では、新制度の先取りとして、平成 26 年 4 月から小規模保育事業の取り組みを開始しています。

Q2:幼稚園·保育所などに入園·入所する手続きはどう変わるの?

新制度では、幼稚園・保育所などの入園・入所を希望される場合、保育の必要性の認定(「支給認定」といいます。)を受けていただくことになります。

具体的には、保育所や認定こども園、地域型保育事業所への入所を希望される(お子さんの保育を必要とする)方は、保育を必要とする事情が分かるものを添えて、区役所(北須磨支所·北神保健福祉課を含む。)に支給認定の申請書類などを提出していただき、区役所で保護者の利用希望を踏まえ、利用の調整を行う予定にしています。

また、幼稚園の入園を希望される方は、これまでと同様に各幼稚園に直接申込みをしていただき、幼稚園を通じて支給認定の申請書類を提出していただくことになりますが、制度改正に伴い、その幼稚園が認定こども園に変わる場合には、(長い時間の利用を希望される子どもさんなど、)区役所での手続きが必要となる場合があります。

支給認定の手続きは、平成26年秋頃を予定しています。

Q3:現在、幼稚園·保育所などに入園·入所中の場合の手続きはどうなるの?

現在、幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育事業所に入園・入所中のお子さんも、平成27年4月以降も継続して利用するための手続きとして、支給認定を受ける必要があります。

入園·入所中の方に対する手続きについては、決まり次第、お知らせします。

Q4:保育料(利用者負担額)はどうなるの?

利用される方に負担いただ〈保育料(利用者負担額)については、現行の負担水準をもとに国が定める基準を上限として、所得に応じて神戸市が定めることとされており、現在、検討を進めています。

Q5:今ある「幼稚園」や「保育所」はどうなるの?

既存の「幼稚園」と「保育所」については、これまでどおり「幼稚園」や「保育所」として継続される場合もあれば、「認定こども園」に移行される場合もあります。

幼稚園や保育所から「認定こども園」への移行は義務づけられておらず、事業者の任意とされていますが、新制度のねらいを達成するためにも、国では普及を進めることとしています。

(解説)認定こども聞とは?

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば保育所と幼稚園の両方の良さを併せ持つところです。保護者の就労状況等によらず、柔軟に子どもを受け入れることができるため、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加など利用することができます。なお、神戸市内には、平成26年4月1日現在、14施設の認定こども園があります。

06:待機児童は解消されるの?

市民の皆さまの子ども・子育てに係るニーズを把握するために、平成25年度に実施した「ニーズ調査」の結果を踏まえ、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援に関する需給計画などを定めた「神戸市子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めているところです。

新制度では、この事業計画に基づき、地域のニーズに合わせて保育所や認定こども園、地域型保育事業所の整備を計画的に進め、保育の場を確保していきます。

子ども・子育て支援新制度に関する Q&A

Q1:入所・入園などの手続きはどう変わるの?

幼児教育・保育を受けること(保育所・認定こども園などの入所・入園)を希望される場合は、千葉市に申請して保育の必要性(*)の認定(「支給認定」といいます。)を受けていただき、千葉市からは、認定結果に応じた「認定証」を発行します。

認定された保育の必要性の有無や保育の必要量に応じて、認定こども園、幼稚園、保育 所、家庭的保育(保育ママ)などの中から、それぞれのニーズに合った施設や事業をご利 用いただきます。

保育が必要な方からの施設やサービスの利用申込みは、原則として千葉市がお受けして、 ニーズに応じた施設やサービスをご紹介したり、必要に応じて、あっせんや施設に対する 利用要請などを行います。

具体的な手続きについては、現在、国でも議論されていることろですが、千葉市として は、なるべく保護者の皆様にご負担がかからない方法を検討しています。

- *:新制度では、客観的な基準に基づき、以下の区分で保育の必要性の有無や必要量を認定します。
 - (1)3~5歳/保育の必要性なし
 - (2)3~5歳/保育の必要性あり
 - (3)0~2歳/保育の必要性あり
- (2)、(3)については、さらに、保育の必要量に応じて、「長時間利用」もしくは「短時間利用」の2種類に区分されます。

Q2:利用料金はどうなるの?

利用者の皆様にご負担いただく費用(保育料等)は、現在の利用者負担の水準や、利用者の負担能力(所得等)に応じて設定されますが、その詳しい内容は、現在、国で議論されているところです。

Q3:今ある「保育所」や「幼稚園」はどうなるの?

既存の「幼稚園」も「保育所」も、そのまま「幼稚園」や「保育所」として運営され続ける場合もあれば、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」へ移行する場合もあります。

幼稚園や保育所から「認定こども園」への移行は事業者の任意とされていますが、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」という新制度の目的を達成するために、国では、「認定こども園制度」の中で、特に「幼保連携型認定こども園」の整備を促進することとしています。

Q4:待機児童は解消されるの?

待機児童の解消は、新制度の大きな目的のひとつです。

新制度では、約0.7兆円が、保育等の量の拡大(待機児童解消等)や質の改善(人材確保、職員の配置・処遇の改善等)に充てられることになっています。

また、認可制度の改善・透明化や、小規模保育や家庭的保育(保育ママ)などに対する 財政措置の充実なども、待機児童の解消に効果があると考えられています。

千葉市も、地域の実情を的確に反映した事業計画を策定し、これに基づいて、保育を必要とする子どもが、必要なサービスを確実に受けることができるよう、各種施設・サービスの整備を進めていきます。また、新制度の施行を待つことなく、待機児童の解消に向けて取り組んでいきます。

Q5: いつから制度が変わるの?

平成 27 年 4 月から、新制度に基づくサービスを本格的にスタートすることが目指されています。

なお、新制度には消費増税(10%)による財源が充てられますが、消費税率は、平成26年4月に8%へ、平成27年10月に10%へ引き上げられる予定です。